

別記

くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわな仕様書

協働発行する「くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわな」の仕様書については、次のとおりとします。

1 くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわなの印刷物等

- (1) 名称 未定（提案の中にタイトル名称も含めてください）
- (2) 発行部数 63,000部（全戸配布及び転入者）
- (3) 刷り色 4色刷り
- (4) 紙質 再生紙を使用すること（25.5kg程度）
- (5) 規格判型 A4版140～160ページ程度（このうち広告については30%程度とする。）
- (6) 製本 無線綴じ
- (7) 使用インク ベジタブルオイルインクを使用し、マークを表示すること
- (8) 編集等の条件
 - ① 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、協働発行业者が行う。その際、企画・編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
 - ② 市は、電子データ（Microsoft Word、Excel等）で行政情報の提供を行う。
 - ③ 地域情報は、桑名市域その他市が指定する範囲の地域の情報とし、その内容の範囲は、次の④に規定する広告の内容の範囲に準ずるものとする。
 - ④ 掲載できる広告の内容の範囲については、「桑名市広告掲載要綱」及び「桑名市広告掲載基準」並びに「くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわな協働発行业取扱要領」を遵守する。
 - ⑤ 発行したくらしの情報誌（仮称）マイタウンくわなを市内の全世帯に配布することにより納入にかえるものとし、残部は市が指定する場所に納入するものとする。
 - ⑥ くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわなの納品時に、その全ページ分（表紙及び裏表紙その他無ページのものも含む。）をパソコン、各種タブレット、各種スマートフォンなどで閲覧できる電子ファイルを記録した電子記録媒体を添付する。

2 発行時期 令和6年10月上旬

3 著作権 行政情報に関する著作権は、桑名市に帰属します。

4 広告

委託業者の広告掲載については、市が内容の確認を行う。また、その内容が便利帳に適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。

広告はすべて委託業者が募集することとし、その収入は委託業者に属する。

5 その他

- ① 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- ② 本業務委託に伴い入手する個人情報や市内部情報の取扱については、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- ③ 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議のうえ決定する。

6 問い合わせ及び関係書類提出先

(郵便番号) 〒511-8601

(所在地) 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

桑名市役所 市長公室 秘書広報課

(直通電話) 0594-24-1492